



発行 新潟県

号外 1
平成30年 5月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 27 新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日(選挙管理委員会)
- 28 新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

平成30年 6月10日執行予定の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日について次のとおり定めた。

平成30年 5月25日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

- 1 被登録資格決定基準日 平成30年 5月31日  
(ただし、年齢については、平成30年 6月10日とする。)

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

平成30年 6月10日執行予定の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙において、新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年新潟県条例第39号)第1条第1項の規定により設置されたポスター掲示場に、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成30年 5月25日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

平成30年 6月 1日